

第1章 今回の改訂について

平成23年度に策定した『就学前教育実践の手引き』は策定から10年が経過し、その間に、子ども・子育て支援新制度の創設や、幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂(指針は改定)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の制定と改訂等、就学前教育を取り巻く環境は大きく変化してきました。

令和4年3月には、文部科学省から5歳児スタートプランの取り組みの一つとして、『幼保小架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)』が策定されました。また、令和5年4月に創設されるこども家庭庁の施策とともに、『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)』が策定される予定であること、令和6年度には『摂津市子ども・子育て支援事業計画』の全面改訂、また、令和10年前後には幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下、『各要領・指針』という。)が新たに告示されると考えられています。

これらのことを踏まえ、今回の改訂は、平成29年告示の各要領・指針や、幼保小架け橋プログラムの基本的な考え方等も鑑みながら、手引きの方向性はそのままに、保幼小連携・接続期の教育及び保育に重点を置き、内容の修正・追記を行っています。

各園の理念やねらい、地域、施設形態により教育・保育内容は異なっても、それぞれの園が、子ども一人ひとりの発達課題や就学までに育てほしい資質・能力を見据えた教育・保育を実践することで、それぞれの時期に必要なことを子どもたちが経験し、本市の未来を担う子どもたちの今の育ちが学びに繋がると考え、改訂版の作成をすすめました。

【本手引き内の名称記載について】

- * 本手引きでは、全ての就学前施設での幼児期の教育・保育を『幼児教育』、小学校との連携・接続に関する取り組みは『保幼小連携』『保幼小接続』という名称で記載しています(『幼保小架け橋プログラム』等の国が定めた名称、その他研修名、書籍名等、名称がある場合は除く)。
- * 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の総称として、本手引きでは『保育者』と記載しています。
- * 『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は、以下『各要領・指針』と記載しています。



(1) 改訂の重点

今回、就学前教育実践の手引きを改訂するにあたり、次の4点を重点として改訂しています。

◆就学前の課題を見据えた内容

- * 5歳児在籍の全ての公私立園と小学校との連携事業の充実
- * 小学校との接続期の教育及び保育に重点を置く

◆平成29年告示の各要領・指針に基づいた内容

- * 現在の各要領・指針に則り、本市の子どもたちに育みたい資質・能力や、日々の教育・保育活動から小学校教育へ繋がる『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』の読み取り方等を記載

◆乳幼児期の運動能力向上に向けた内容

- * 本市の子どもの運動能力向上に向け、文部科学省の『幼児期運動指針』等に基づき、乳幼児期の適切な運動に関する活動を記載

◆手引き名の変更

- * 平成23年度策定の手引きの名称『就学前教育実践の手引き』を、ここ10年の認定こども園化の進展等により、教育と保育を一体的に進める必要性が大きくなってきたことから、『就学前教育・保育実践の手引き』と名称を変更

(2) 本手引きの位置づけ

本市の就学前教育・保育の充実と、義務教育への更なる円滑な接続を図るための指針として、平成23年度の手引きの改訂版を作成しました。本改訂版には、前手引き同様、発達過程の各時期の子どもの姿や教育・保育内容を記載し、0歳児から就学直前までの子どもの育ちと大人の関わりを確認し、発達の過程を踏まえた上での取組事例等も記載しています。また、保幼小連携・接続期の教育・保育の推進、教職員同士の相互理解を深めるための内容も盛り込んでいます。

本改訂版は、各学校園で活用する中で、前手引き同様、必要に応じて改訂を重ねていくものとしします。

